

長岡商工会議所青年部 プロジェクトチーム制 規則

(1) 目的

年度単位の事業活動とは別に 随時メンバー各位からの自発的提案にもとづいて必要な活動をスピーディーに実行できる仕組みとして、メンバー有志によるプロジェクトチーム制を導入するものとする。

プロジェクトチームの利点は、もとより機敏性・専門性・柔軟性にある。従って、年度単位での事業活動では対応し切れない有用な活動を必要とされる時点で迅速に対応し、かつ年度単位で配属された事業活動単位の枠を越えて専門知識と意欲を有したメンバーが自発的に参加することで より高い成果を得ることを目的とする。加えて、メンバー各位の自発的提案を実行することで組織の活性化を図り、さらに長岡商工会議所・青年部の枠をも越えて目的を同じくする他団体との連携をも視野に入れるものとする。

(2) プロジェクトチームの活動基準

以下の項目に合致した活動を認めるものとする。

- ① 長岡商工会議所 及び その青年部としての活動主旨範囲から逸脱しない活動。
- ② 公共性を重んじ、極力 広く社会に寄与する活動。
- ③ 長岡を中心とする地域に貢献する活動。
- ④ 企業家として技術革新や産業振興に関連する活動。
- ⑤ 災害対応等、極めて緊急を要する活動。
- ⑥ 会員に有益な研修活動や会員相互の親睦活動。

また、商工会議所の性格上、下記活動は認めないものとする。

- ① 特定の団体に対する寄付行為と認められるもの。
- ② 既に外部団体で実施している事業に参画すること。名義後援や既に外部団体で実施されている事業に新しく付随して行われる事業に関しては、審査のうえ認められる。

(3) プロジェクトチームの承認条件

- ① (2)の活動基準に合致した内容で、プロジェクト企画審査委員会～以降「プ企委」と記す～より全会員に提案し、全会員の50%以上の賛意を得ることを条件とする。賛意及び活動参加意志の確認は、総会・例会等での採決のみならず 署名活動・FAX・Eメールでの確認も認めるものとする。
- ② 5万円以下の活動助成金の予算のプロジェクト案件については、プ企委にて審査を行い、役員会にて報告することにより、認めることができる。
- ③ ①②の条件を満たさない場合でも、緊急を要する等の際は 役員会の承認をもって認めるものとする。

(4) 承認申請手順

1. 主旨目的・活動内容・予算・参加者予定者を文書にてプ企委を通じて役員会に提出する。
2. 役員会にて活動基準を満たしていると認められてから、プ企委よりメンバーへの告知を行い、賛意の確認と参加者募集を実施する。
3. 承認条件を満たした場合は、その賛意会員数と活動参加者名簿をプ企委を通じて役員会に提出し、最終審査を受けて承認されるものとする。

(5) 予算

- ① 年度予算策定の際に、プロジェクト活動の総額予算をプ企委活動予算として組み入れて活動助成金とし、随時支出する。
- ② プロジェクト活動の総額予算の分配はプ企委の提案に基づき役員会で決議する。
- ③ 上記①②の条件を超える場合でも、役員会にて極めて必要と認められる場合は、理事の過半数の承認をもって支出される場合がある。

(6) 報告義務

あくまでも有志による活動であり、長岡商工会議所・青年部全体としての活動ではないが、助成金を支出する以上 報告義務を必要とする。

報告の際は、活動終了後（年間活動の場合は年度末までに）速やかに活動報告・参加者名簿・成果反省・決算書をプ企委へ提出し、役員会の監査を受けた上で総会時に会員に公開するものとする。

(7) その他

- ① 上記(1)～(7)に規定していない事項が発生した場合は、プ企委の提案に基づき役員会を経て理事の過半数をもって判断採決することとする。
- ② プ企委は役員会が兼務することができる。

(8) 附則

1. この規則は、平成 18 年 1 月から運用（平成 20 年 1 月改正）のプロジェクト制導入について名称変更したものであり、(1) 目的の修正、(2) 活動基準の認められない条件の追記を行ったものである。

平成 21 年 12 月役員会にて承認。

平成 22 年 1 月 21 日の総会にて報告、平成 22 年 1 月 22 日より運用する。